

令和4年度

おいらせ町農業委員会

第8回 総会議事録

期日 令和 4年10月 7日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第8回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 4年10月 7日 (金) 午後 3時58分

3. 閉会日時 令和 4年10月 7日 (金) 午後 4時25分

4. 出席委員

2番 馬場 武雄 君	4番 玉川 勉 君	5番 沼舘 廣志 君
6番 久慈 弘子 君	7番 吉田 良紀 君	8番 袴田 光雄 君
10番 松本 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君	13番 袴田 信男 君
15番 久保田 信一 君	16番 川口 勉 君	17番 成田 健義 君
18番 名古屋 誠一 君		

5. 欠席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君、3番 日ヶ久保 亨 君、9番 佐々木 明博 君、  
12番 坂井田 進 君、14番 上久保 辰視 君、19番 松林 勝智 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第16号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第33号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第34号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第35号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について

7. 会議録署名委員

5番 沼舘 廣志 君、6番 久慈 弘子 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後3時58分

<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和4年度第8回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 13名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、今日欠席の方は、1番 日ヶ久保 浩幸 委員、3番 日ヶ久保 亨 委員、9番 佐々木 明博 委員、10番 坂井田 進 委員、14番 上久保 辰視 委員、19番 松林 勝智 委員です。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、6番 久慈 弘子 委員、5番 沼舘 廣志 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告15号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第15号について説明します。</p> <p>議案書の1-1から1-3ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第15号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>特にないようですので、報告第15号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第16号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第16号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1から5をご覧ください。</p> <p>照会は5件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>特にないようですので、報告第16号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第32号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の 許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第32号について説明します。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案1件であり、権利の内容 は区分地上権の設定です。</p> <p>資料6をご覧ください。</p> <p>貸渡人は [REDACTED] [REDACTED]、借受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 向山二丁目77、地目は 畑、面積は2,846平 方メートルとなっております。</p> <p>今回の案件は、次の議案第33号で説明する営農型太陽光発電事</p>

	<p>業と関係がありますので、補足説明します。</p> <p>まず、お手元の補足資料1枚目問5をご覧ください。営農型発電設備とは、「農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備」をいいます。続きまして、2枚目をご覧ください。こちらには、営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合、農地法第5条第1項の許可の申請者に対して、5条許可に係る申請と、農地の空中部である区分地上権の設定するために農地法第3条第1項の許可に係る申請を同時に行い、農業委員会は、5条許可と同日付で3条許可を行う旨が記載されております。よって、農地法第5条の一時転用が許可の場合は、「許可」、不許可の場合は、「不許可」となります。3枚目の問61をご覧ください。3条許可の判断基準が記載されており、区分地上権の設定については、権利者の同意の有無の確認のみが要件となる旨が記載されております。以上で補足説明を終わります。</p> <p>議長 事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>16番 (川口委員) 議長。16番 川口 勉です。</p> <p>4-1の資料の転用の事由の所で、「一時転用、にんにくを作付けしながら太陽光発電事業を行う」と、で、その左脇のところさ、「面積0.49(2,846㎡のうち)」とありますけど、この0.49というのは簡単にどういうことか教えてくださいませんか。</p>
--	--



	<p>かかって、所有権移転されたのが5月になります。なので所有者は今、<span style="background-color: #cccccc;">                    </span>さんということになっております。</p> <p>その営農型の太陽光発電のパネルの部分というのは、空中を使うっていう権利が、その地上権の設定ということでこちらに記載の通りに3条の許可で区分地上権を設定するというので今回3条での申請になります。</p> <p>以上です。</p>
5 番 (沼館委員)	3条で太陽光発電できるの。
事務局 (尾駁主任主査)	太陽光発電自体は、5条で支柱の部分の一時転用になりまして、その上の空中のところを使いますよというのが3条ですね。
5 番 (沼館委員)	<p>ん。もう一回、わからなかったから。</p> <p>ニンニク作りますよね。農地は農地で。で今度、太陽光作りますよね。でも太陽光だったら農地から5条で太陽光作るよって、そういう話じゃないんですかね。別なんですか。一緒になっていませんか。</p>
事務局 (尾駁主任主査)	う〜んと、何て言えばいいんでしょうか。もう3条で買っている、購入してるので下で営農する権利は <span style="background-color: #cccccc;">                    </span> さんにはあります。で、今回はその空中の部分を使いますよということで、こちらの補足資料にも書いてありますけども、農地法3条で許可を受けなさいと、同時に申請しなさいということで、今回申請になり



	ます。
5 番 (沼館委員)	じゃあ、 <span style="background-color: #cccccc;">                    </span> さんがニンニク作るということですか。
事務局 (尾畷主任主査)	はい。そうなります。
5 番 (沼館委員)	で、 <span style="background-color: #cccccc;">                    </span> が太陽光やるの。
事務局 (尾畷主任主査)	そういうことになります。
5 番 (沼館委員)	わかりました。
事務局 (西館事務局長)	ちょっとややこしい話だけど。
議長	ほかにございませんか。
8 番 (袴田委員)	はい、8番。 議案の33号で、0.49㎡の一時転用するということなんですが。 支柱87本、電柱1本、これはその転用する箇所を分割登記する必

<p>事務局 (尾畷主任主査)</p>	<p>要はないですか。</p> <p>とくに、分割とかそういうのはなくて、使用貸借で借りてやるということになっています。</p>
<p>8 番 (袴田委員)</p>	<p>……はい、わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第32号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第32号を原案どおり決定いたします。</p> <p>つづいて、議案第33号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西籾事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第33号について説明します。</p> <p>議案書の4-1ページ番号1と資料6から9をご覧ください。</p> <p>貸渡人は [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]、借受人は [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、向山二丁目77、地目は畑、面積は2,846平</p>

	<p>方メートルのうち、支柱と電柱部分の0.49平方メートルであります。用途は営農型太陽光発電設備、転用の事由はニンニクを作付けしながら太陽光発電事業を行うとなっております。一時転用の期間は通常3年ありますが、荒廃農地を再生する場合に該当するため、一時転用の期間は10年での申請となります。</p> <p>番号2と資料10、11をご覧ください。</p> <p>番号2番の譲渡人は[REDACTED] 外2名、譲受人は[REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、緑ヶ丘四丁目50番1160、地目は畑、面積は370平方メートルです。用途は宅地、転用の事由は戸建貸家2棟の建築となっております。なお、この案件は転用許可を得ず、事業を完了していたため、追認許可を得るための始末書が添付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長  ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>事務局 (尾畷主任主査)  はい、それでは坂井田委員が本日欠席ということで、私の方から説明します。</p> <p>番号1の申請地は、営農型太陽光発電事業を行います。汚水は発生しません。設置するパネルと隣接する農地との境界との距離は、十分に確保されていることから、周辺農地への影響はないと考えます。申請者立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p>
--	--

議 長	<p>番号2の申請地は、賃貸事業を行います。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然浸透させ、宅内で処理します。宅地化が進んでいる土地であり、周辺に農地はありません。申請者立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>借受人は、東京都の太陽光発電事業者であり、貸渡人は岩手県紫波町の農業法人です。両者とも、岩手県紫波町で同様の事業で実績があります。貸渡人は青森県内でも、事業を拡大することを目的に検討したところ、所有者の同意を得られた本農地を令和4年5月に購入し、今回の申請に至りました。第一種農地は原則不許可となりますが、太陽光発電施設下部で適切な営農を行う場合であれば、不許可の例外として一時転用が認められます。</p> <p>番号2の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、賃貸事業を営むため、最適な当該申請地周辺にエリア</p>

	<p>を定め検討したところ、買い物に便利な商業施設も多いことから、当該農地の申請に至ったものであります。第3種農地は、原則転用許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
5 番 (沼館委員)	<p>はい、5番 沼館です。度々すみません。</p> <p>33番なんですけども、これ営農型太陽光施設というのですね。それやるために、一回農業委員会の研修会の資料を探してみつけてきたんですけども。総会で農地転用4条、5条の審議にあたっての留意点っていうのがありまして、営農型太陽光発電施設のところに項目あるんですけども。そのうちのひとつにですね、「設備設置者と各農地の営農者の異なる場合には」、今これ異なりますよね。ニンニクする人と。「撤去費用、設備設置期間ということの基本と認める旨について購入されたことを示す書面があるか」というのがあるんですが、これは書面ありますか。何か後でまた問題になれば困ると思って、多分書面ありますかということなんですけど。撤去費用。</p>
事 務 局 (尾駁主任主査)	<p>はい、沼館委員の質問に対して回答します。</p> <p>書面がちょっと、いただいていたので、確認してお伝えしたいと思いますけども、撤去費用が、100万円ということで、総事業費が一千百何万というのがあって、その中の100万円ということの情報はあるんですけども、その契約関係ですね、ちょっと</p>

	<p>そこまで確認していなかったなので、確認しだいお伝えしたいと思います。</p> <p>はい、以上です。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>それ、書面もらっておいた方がいいんじゃないかと思うんですけども。何かあとでまた問題があると困りますから。</p> <p>それともう一つですけども、ニンニク作っているところですね、「農地パトロールの際などに定期的に農作物の育成状況を確認して」ですね、「営農の適切な原則が確保されていないと判断される場合には必要な助言をおこない、県に報告すること」とありますが、これは誰かがまたパトロールして本当にニンニクがきちっと栽培されてたっていうのをやるんですか。</p>
<p>事務局 (尾畝主任主査)</p>	<p>はい、まあそうですね。荒廃農地とか調査の時に、一緒に見てもらう。かつ、事務局でも時々パトロールしながらまわるのと。あと年度末2月くらいにですね、年に一回報告を出す機会がありますので、事業者から。農業委員会で審査して、県の方に提出するという流れになっていますので。その場面でもちゃんと出荷しているとかそういう書面ですね、そちらを確認することになります。</p>
<p>議長</p>	<p>あとありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第33号を原案どおり決定することにご異議ございません</p>

議 長	<p>か。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第33号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第34号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第34号について説明します。</p> <p>議案書の5-1から5-3ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和4年10月4日付けで農用地利用集積計画の決定を求められており、賃借権の設定が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は43筆で、合計面積は82,231平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>
1 6 番	<p>議長。あの参考までに教えてください。</p>

<p>(川口委員)</p>	<p>5 ページ 2 のところの、<span style="background-color: #cccccc;">          </span>さんのところの物件の話なんですが、名前からすると多分、これ個人所有のものを会社で使わせてもらう貸借のあれかなと思ったんですけども、そういう解釈でよろしいですか。</p>
<p>事務局 (尾畷主任主査)</p>	<p>はい、そうなります。</p>
<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>ほか、ありませんか。  (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案 3 4 号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。  (異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第 3 4 号は原案どおり決定いたします。 次に、議案第 3 5 号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>



<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは、議案35号について説明します。 議案書の6ページをご覧ください。 内容は、賃借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は1筆で、面積は2,400平方メートル、設定期間は10年間となります。 以上で説明を終わります。  (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。  (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第35号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。  (異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第35号を原案どおり決定いたします 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第8回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>